

議案第 31 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第4条第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用者 別表第2の2に掲げる使用料

第16条第2項及び第3項中「第3号」を「第4号」に改める。

第17条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第4条第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用者が使用開始10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

第30条の4中「、第23条」の次に「、別表第2の2」を、「第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と」の次に「、別表第2の2中「使用料」とあるのは「利用料金」と」を加える。

別表第1に次のように加える。

154	京口公園	三田市相生町1372番1	街区公園
155	横山駅前公園	三田市南が丘二丁目1958番2	街区公園
156	北谷公園	三田市西山二丁目4814番	街区公園
157	南公園	三田市狭間が丘一丁目2番	風致公園

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2 (第16条関係)

種別	単位	使用料
行商、募金、出店その他これに類する行為	1㎡当たり1日につき	100円
業として行う写真の撮影	撮影者1人当たり1日につき	3,000円
業として行う映画の撮影	1日につき	3,000円
興行	1㎡当たり1日につき	50円

競技会、展示会、博覧会、集会 その他これに類する催し	1 m <sup>2</sup> 当たり 1 日につき	1 0 円
-------------------------------	-----------------------------	-------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市都市公園条例第 1 6 条、第 1 7 条、第 3 0 条の 4 及び別表第 2 の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。